

令和8年度 草津市立教育研究所第1回運営委員会

日時 令和8年6月18日(木)

15:30~16:45

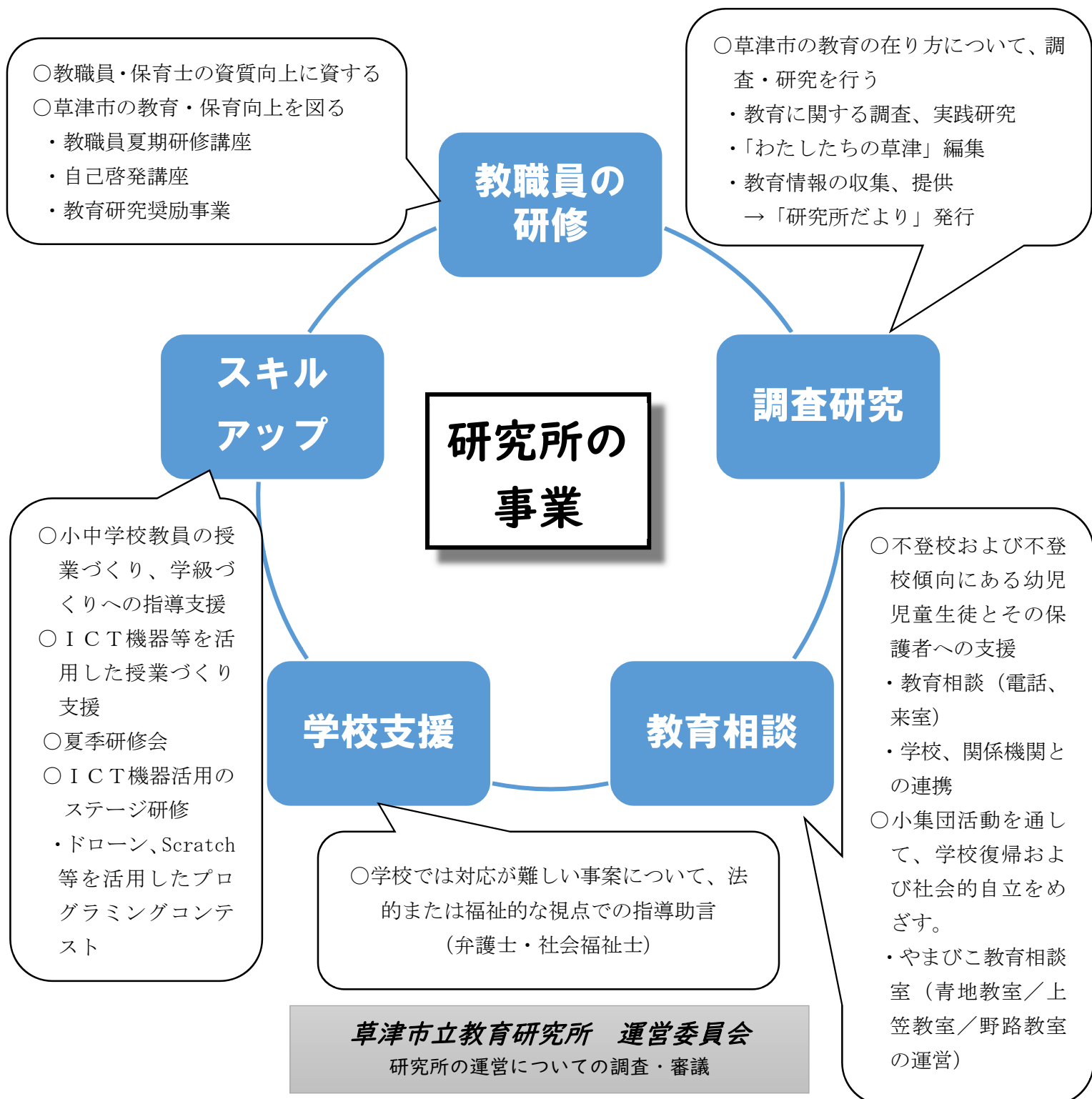
場所 草津市立教育研究所2F 研修室

- 1 開会あいさつ
- 2 運営委員紹介・所員紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 事業概要の説明
 - ①教職員の研修に関する事業について
 - ②調査研究に関する事業について
 - ③教育相談に関する事業について
 - ④スキルアップ事業について
 - ⑤その他
- 5 意見交換
- 6 連絡事項
- 7 閉会あいさつ

第2回 運営委員会 令和9年2月4日(木) 午後を予定

草津市立教育研究所

理念図



令和8年度 草津市立教育研究所運営委員会運営委員（敬称略）

	団 体 等	氏 名	所 属
1	学識経験を有する者	系乗 前	滋賀大学教育学部教授
2	校長会の代表	菊池 誠	山田小学校長
3	園長・所長の代表	中川 珠紀	玉川こども園長
4	教頭会の代表	宮嶋 貴憲	草津小学校教頭
5	小中学校教員の代表	勝部 遥介	高穂中学校教諭
6	市社会教育委員の代表	茶木 修一	草津市社会教育委員会議代表
7	市立小中学校の保護者	鮫島 恵美	
8	市同和教育推進協議会の代表	片山 恵泉	市同和教育推進協議会副会長
9	公募による市民	中嶋 忠男	
10		柳澤 誓子	

○研究所職員一覧

		氏 名	担当業務
1	所 長	野阪 智子	所内事務の総轄
2	副参事（児童生徒支援課兼務）	青木 努	所内事務
3	副参事（児童生徒支援課兼務）	津村 祥枝	SSW（スクールソーシャルワーカー）
4	副参事（児童生徒支援課兼務）	石田 綾	SC（スクールカウンセラー）
5	指導主事	三品 友博	所内事務・事業運営全般
6	研 究 員	佐竹 二三也	調査研究
7	指 導 員	石井 千鳥	やまびこ教室 担当 教育相談・学校支援
8		武内 昭遵	
9		小出 康子	
10		宮地 均	
11		角 玲子	
12		松本 千万	
13		藤井 弘美	
14		山口 優子	
15	スキルアップアドバイザー	清水 康行	授業づくり・学級づくり支援のスキルアップ支援
16		山崎 賢	
17		仲野 忠克	ICT活用のスキルアップ支援
18		糠塚 一彦	

令和8年度の主な事業計画

教職員の研修に関する事業→(P6~)

1 研修講座→(P6)

・本市教育の今日的課題に応える研修講座を教職員対象に実施する。

① 夏期研修講座

- ・人権教育講座 ・教育相談講座 ・生徒指導講座 ・ICT教育講座
- ・こどもまんなかの学校づくり講座 ・特別支援教育講座 ・幼児教育講座
- ・多様な教育的ニーズ講座 ・ウェルビーイングな学校づくり講座 ・教育講演会

② 自己啓発講座(年3回程度開催予定)

2 教育研究奨励事業→(P7~)

- ・教職員等の教育に関する研究実践の促進を図り、個人および共同による研究を奨励する。
- ・3部門(フレッシュ研究部門、ステップアップ研究部門、就学前教育研究部門)で応募を呼びかけ、教育研究の活性化を図る。
- ・教職員等の自発的な研究(教育研究奨励事業最優秀賞等受賞者)の成果を発表する。

3 研究発表大会 →(P9)

- ・教育研究奨励論文発表会の後、教育講演会を開催する。
- ・本市教育委員会が進めてきた教育研究奨励事業の調査研究の成果を発表し、学校・園所における教育内容や指導方法の改善に資する。併せて教育の今日的課題についての講演会を開催し、本市教育の充実を図る。

調査研究に関する事業→(P10)

4 学校活性化に関する調査・実践研究

- ・研究員による調査研究を行う。
- ・草津市の教育のあり方について、調査研究を行う。

研究主題

生成 AI は教育現場をどう変えるのか

ー教職員の働き方改革と児童生徒の質の高い学びの両立にめざしてー(仮)

5 小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの草津」の活用に向けた取組

- ・小学校3・4年生向け社会科副読本「わたしたちの草津」の編集委員会を立ちあげ、今年度から「わたしたちの草津」の一部が改訂されたことに伴い、ワークシートおよび評価テスト等の一部改訂を行う。

教育相談に関する事業→(PII～)

6 教育相談事業(やまびこ教育相談室)

【教育相談】

- ・電話相談と来室相談・・・月～金曜日（＊祝日を除く） 9:00～17:00（水曜日は14:00まで）
- ・休日電話相談・・・土曜日 10:00～17:00（昨年度より休日の電話相談を開始しました。）
不登校および不登校傾向にある幼児児童生徒とその保護者に対し、教育相談を行い、支援する。
- ・心理面談・・・子どもや保護者の悩みに寄り添い、心理的なサポートを行う。
- ・学校支援・・・児童生徒の情報提供や助言を行い、早期解決をめざす。
要保護児童対策地域協議会、教育相談主任会、小中学校生徒指導主事主任会、問題行動対策会議及びグレードアップ連絡会へ出席する。
- ・やまびこ青地・上笠・野路教室・・・月・水・木・金曜日 9:30～15:00（＊水曜日は14:00まで）
通室する児童生徒が、小集団での活動体験や学習を通して、学校復帰や社会的自立をめざす。
- ・事例研究会・・・やまびこ教育相談室が行う相談事例について SSW やSCにアドバイスを受け、
相談スキルの向上を図る。

スキルアップ支援事業→(PI3)

7 スキルアップ支援事業

- ・教員の学習指導や学級経営等の実践的指導力を高めるために、スキルアップアドバイザーを派遣し、授業づくりや学級づくり、ICT機器の活用等についての相談や指導等を行う。
- ・プログラミング教育推進の支援を行う。
- ・授業づくり、学級づくりの相談活動
- ・「スキルアップ夏季講座」の開設
- ・教育図書・学習指導案など、教育情報の収集および提供

その他

8 教科書センター

教科書展示会

期間:6月4日(木)～6月26日(金) (水曜～月曜) 10:00～18:00

(火曜と月末最終水曜は、閉館日のため開催しない。最終日は12時まで)

場所:草津市立図書館

9 学校問題サポートチーム会議

小学校、中学校等に対する保護者、地域住民等からのさまざまな要望のうち、学校だけで解決することが難しい事案に適切に対応すること、および児童、生徒等の問題行動への効果的な対応と未然防止を図ることを目的に、草津市学校問題サポートチームを設置する。

学校からの相談または依頼に応じ、問題の解決および未然防止に向けた対処方針について、スーパーバイザー（弁護士、社会福祉士・精神保健福祉士）からの法的な視点や福祉的な視点を取り入れた指導または助言を行う。

10「研究所だより」「所報」の発行

「研究所だより」：年間数回、市内の教育情報や教育研究所の取組などをまとめて発行する。

園所・小中学校ならびに関係機関へ送付。

「所報」：1年間の教育研究所の取り組みをまとめ、各幼稚園・小中学校ならびに関係機関へ送付。



令和8年度 研修講座

夏期研修講座（一般講座）

	テーマ	日・曜日	時間	講師名	備考
1	人権教育講座	7月23日 (木)	午前	松浦 広明さん (滋賀県人権センター)	
2	教科教育講座 (英語科)	7月23日 (木)	午後	赤沢 真世さん (佛教大学 准教授)	学校政策推進課 共催
3	ウェルビーイングな 学校づくり講座	7月24日 (金)	午前	安岡 寛さん (淡海言の葉教育研究所代表)	
4	プレコンセプション ケア講座	7月24日 (金)	午後	淵元 純子さん (ふちもと助産院)	学校教育課共催
5	多様な教育的 ニーズ講座	7月27日 (月)	午前	上村 文子さん (滋賀県子ども若者ケアラーコーディネーター)	こども家庭若者 課共催
6	こどもまんなかの 学校づくり講座	7月27日 (月)	午後	大達 雄さん (泉大津市立小津中学校教諭)	
7	ICT 教育講座	7月28日 (火)	午後	株式会社 COMPASS さん	学校政策推進課 共催
8	就学前教育の 充実講座	7月29日 (水)	午前	佐敷 恵威子さん (京都橘大学 教授)	幼児課共催
9	特別支援教育講 座	7月29日 (水)	午後	澤井 ちひろさん (県立総合病院 小児科医)	児童生徒支援課 共催
10	教育講演会	7月30日 (木)	午後	講演<ESD> 伊井 直比呂さん (大阪公立大学 客員研究員 神戸女学院大学 特任教授)	奨励事業応募者 は参加
11	教科教育講座 社会科	7月31日 (金)	午後	久保田 重幸さん (三重大学 准教授)	
12	生徒指導講座	8月3日 (月)	午前	牧田 もりかつさん (フリーアナウンサー)	
13	生徒指導・ 教育相談講座	8月3日 (月)	午後	柴原 力さん、津村 祥枝さん、石田 綾さん (児童生徒支援課 学校問題解決支援チーム)	児童生徒支援課 共催

自己啓発講座（15:50～16:50）

	テーマ	日・曜日	講師名	備考
1	未定			
2	未定			
3	未定			

令和8年度草津市教育研究奨励事業 概要

1 目 的

市内教職員・保育士の自発的な教育研究活動の促進を図るため、教職員・保育士の個人またはグループの研究に対して奨励賞を授与し、もって教育・保育現場における意欲的かつ創意あふれる学級、学年、学校・園・所等の経営（運営）ならびに指導や保育の改善と充実を図り、教職員・保育士の資質向上に資するとともに、草津市の教育・保育向上を図ることを目的とする。

2 応募対象者

市内公立小学校、中学校、こども園、保育所に勤務する教職員・保育士で、個人またはグループとする。

3 応募部門の種別

研究部門

①	ステップアップ研究 (現職の経験年数は問わない)	これまでの研究実践をふまえて、さらに創造的な実践や今日的課題を追究する実践を積み重ねた研究
②	フレッシュ研究 (若手教員を対象とした研究)	経験10年未満の教職員が行う実践研究
③	就学前教育研究 (保育所・こども園の職員を対象とした研究)	幼児教育・保育の実践を整理し、レポートとしてまとめることによって教育力・保育力を向上させる実践研究

4 研究内容の種別

研究分野

研究内容の種別は、学校・園・所の教育・保育全般に関する実践的研究とし、次ページの「表1」分野番号より選択する。

「表1」

分野番号	分 野
1	教科・道徳・総合的な学習の時間における学習指導に関する内容
2	生徒指導・教育相談に関する内容

3	特別支援教育に関する内容
4	人権教育に関する内容
5	幼児教育・保育・保幼小接続に関する内容
6	健康教育に関する内容（保健・安全・給食）
7	ICT を活用した指導力向上を目指した内容
8	経営・運営・組織（学級・学年・園・所・事務等）に関する内容
9	課題研究（教育研究所が指定する研究課題に対する実践研究）

5 賞の種類

（1）最優秀賞 各部門につき数点

研究内容が特に優れた内容であった個人またはグループに対し、賞状を授与する。

（2）優秀賞 各部門につき数点

研究内容が最優秀に準じて優れた内容であった個人またはグループに対し、賞状を授与する。

（3）特別賞 全部門で若干点

特に独創性に優れた研究内容の個人またはグループに対し、賞状を授与する。

（4）教育研究所賞 全部門より若干点

「分野番号 9 課題研究」よりテーマを設定し研究したもののなかで、特に優れた研究内容の個人またはグループに対し、賞状を授与する。

（5）奨励賞

（1）～（4）以外の個人またはグループに対し、賞状を授与する。

6 応募の条件

（1）文部科学省、県教育委員会、その他の機関等の指定による研究指定校ならびに実践推進校に所属する個人またはグループが、同じ研究テーマで応募することはできない。

（2）当該研究に対して、財団法人等から研究奨励または研究費等の助成を受けているものは応募することはできない。

（3）同じ研究テーマで、他の機関へ二重に応募することはできない。

（4）同一応募者が、複数の研究を応募することはできない。

令和8年度 草津市立教育研究所研究発表大会 開催要項

1 趣 旨 草津市立教育研究所(草津市教育委員会)が進めてきた教育研究奨励事業における受賞者による研究成果の発表をとおして、学校・こども園・保育所の教育・保育内容や指導方法の改善に資する。併せて、教育の今日的課題についての講演会を開催し、本市教育の充実を図る。

2 主 催 草津市教育委員会 草津市立教育研究所

3 日 時 令和8年7月30日(木) 13:00~16:30

4 場 所 草津市立教育研究所 2階研修室

5 日 程 第1部 研究発表 13:00~14:30
第2部 教育講演会 14:45~16:30

6 参加対象 学校教育関係者および教育関係機関

7 内 容 第1部 研究発表

(1) あいさつ 13:00~13:10

(2) 令和7年度の教育研究奨励事業優秀賞等受賞者による発表と
意見交流(就学前・フレッシュ部門・ステップアップ部門より1点ずつ)

(3) 令和7年度草津市立教育研究所研究員による研究報告

13:10~14:30

※休憩・教育講演会準備(15分間)

第2部 教育講演会

(1) あいさつ 14:45~14:50

(2) 教育講演会 14:50~16:20

講 師 伊井 直比呂さん

(大阪公立大学客員研究員、神戸女学院大学特任教授)

演 題 「2030年以降の教育を構想する

ー SDGs のその先にある学びとは ー」(仮)

(3) 閉 会 16:20~16:30

令和 8 年度調査研究に関する事業について

I 教育に関する調査実践研究

1 研究主題

生成 AI は教育現場をどう変えるのかー教職員の働き方改革と児童生徒の質の高い学びの両立をめざしてー(仮)

2 研究の概要

本研究は、急速に普及する生成 AI の社会的活用の進展を背景として、教育現場における適切な活用の在り方を明らかにすることを目的とするものである。企業や科学研究分野においては、生成 AI の導入が生産性向上や新たな知の創出に寄与している一方で、教育現場では学習過程の質や評価の信頼性、情報の正確性等といった課題が指摘されている。そのため、教育的価値を損なわない活用の在り方については、いまだ模索の段階にあるのが実情であり、本市においても同様の課題認識のもと、慎重な検討が進められている。

しかしながら、教職員の業務負担の増大や働き方改革の必要性を踏まえると、生成 AI を適切に活用することによる業務効率化の可能性は極めて大きい。本研究では、教職員による生成 AI の活用に焦点を当て、教材作成や授業準備等の具体的な活用場面における効果と課題を実証的に明らかにする。さらに、児童生徒の学習の質の向上という教育的価値を損なうことなく活用を進めるための運用上の工夫を整理し、現場で実践可能な活用モデルを構築することをめざす。

本研究を通して、生成 AI の社会的進展と教育現場の実態との間にある乖離を埋め、教職員の働き方改革と教育の質の維持・向上を両立させるための実証的知見を示し、今後の教育現場における生成 AI 活用の在り方について提案する。

II 地域教材(わたしたちの草津)の活用に向けて(予定)

1 「わたしたちの草津」編集委員会の活動内容

令和 8 年度から小学校第 3、4 学年使用している社会科副読本「わたしたちの草津」の一部改訂に伴い、ワークシートおよび評価テスト等の一部改訂を行う。

2 今年度の予定

(1) 委員会について

主に 2 種類の委員会を実施する。

編集委員会：市内各小学校から委員を選出し、テーマ等に基づいて改定を行う。

推進委員会：代表者が集まり、編集委員会の進捗状況や検討内容を共有、把握する。

(2) 委員会の実施日について

次のとおり、「わたしたちの草津」に関するワークシートおよび評価テスト等の一部改訂を実施する。

日時	内容
令和 8 年 5 月 14 日(木)	第 1 回 推進委員会
令和 8 年 5 月 22 日(金)	第 1 回 編集委員会
～7 月 17 日(金) 12:00 まで	ワークシートおよび評価テストの編集
～8 月 17 日(月) 12:00 まで	事前確認および修正案等の立案
令和 8 年 8 月 20 日(木)	第 2 回 編集委員会
～9 月 30 日(水) 12:00 まで	各担当ページの最終作業
～10 月 30 日(金) 12:00 まで	すべての原稿の最終確認と作業
～11 月 31 日(月) 12:00 まで	すべての原稿を完成させる
令和 8 年 12 月中旬ごろ	第 2 回 推進委員会
1 月 29 日(金) 12:00 まで	次年度編集に向けたアンケート調査の実施
令和 9 年 2 月 5 日(金)	第 3 回 編集委員会

教育相談関係図

面談【相談室・プレイルーム】

〈目的〉 不登校および不登校傾向等の悩みや不安に対して、教育相談を行う。

〈内容〉 60 分程度の相談（予約制）

〈日時〉 月～金曜日 9:00～17:00

（水曜日は 14:00 まで）

〈対象〉 市内に在住する子どもおよびその保護者・関係者

★相談室における保護者の個別相談

★プレイルームにおけるこどもの個別相談

心理面談【水曜日 13:00～17:00】

電話相談

〈目的〉 不登校および不登校傾向等の悩みや不安の電話に対応し、必要に応じて来室相談につなぐ。

〈内容〉 電話による相談

〈日時〉 月～金曜日 9:00～17:00

（水曜日は 14:00 まで）

土曜日 10:00～17:00

〈対象〉 市内に在住する子どもおよびその保護者・関係者

学校支援

〈目的〉 児童生徒についての情報提供や助言を行い、学校を支援する。

〈内容〉 校長および小中学校の要請に応じてケース会議等に出席し、情報提供を行い、教育相談に関わる支援を行う。教育相談ややまびこ教室での児童生徒、保護者の状況について、所属校との情報共有を行い、見立てと対応について助言する。

〈日時〉 月～金曜日 9:00～17:00

（水曜日は 14:00 まで）

〈対象〉 小中学校等

＊就学にかかわる幼児の相談を含む。

やまびこ教室【青地・上笠・野路】

〈目的〉 児童生徒がやまびこ教室に通うことで、学校復帰および社会的自立につながるよう支援する。

〈内容〉 ゆとりのある時間の中でエネルギーを高め、個に応じた目標を持ち、活動や学習に取り組む。また、活動を通じて、協調性や集団の中で過ごせる力、コミュニケーション能力を高める

〈日時〉 月・水・木・金曜日

9:30～15:00

（水曜日は 14:00 まで）

※こども：幼児児童生徒のこと

令和8年度 やまびこ教育相談室

1. 教育相談【面談(来室相談)・電話相談】

- 一般的な教育相談をはじめ、不登校および不登校傾向等にある児童生徒や保護者の悩みや不安に対して電話や面談等による相談を行い、支援する。
- ・やまびこ教育相談室の案内チラシを sigfy を通して小中学校全保護者に配布し、関係各課にもチラシを配布する。
- ・土曜日の電話相談を実施する。
- ・SCやSSWとの連携(今年度より草津市SC2名配置)を図る。

2. 学校支援【学校訪問・ケース会議・教育相談主任会・教育関係機関の会議への参加・ その他に随時の連絡協議を実施】

- 教育相談担当の2名を中心に市内小中学校および関係機関への訪問や連携を強化し支援の充実を図る。
- ・毎週火曜日を『学校登校日』として、別室登校・放課後登校等、やまびこ教室に通室する児童生徒が積極的に学校と関わる日に設定する。
- ・各小中学校と、月末に出席状況報告や活動についての情報交換を行う。

3. やまびこ教室【青地・上笠・野路】

- やまびこ教室に通室する児童生徒が、小集団での活動体験を通して協調性や集団の中で過ごせる力をつけるとともに、家庭・学校・関係機関と連携を密に学校復帰、社会的自立につながるよう支援する。
- ・学習への取組 ……各自が持参したテキストやICT学習支援ソフト「天神」等を使った自主学習
- ・個別の取組 ……一人ひとりのペースに合わせた活動
- ・集団での取組 ……グループ活動を中心とした活動
- ・体験活動 ……調理活動、野外活動、収穫体験、制作活動等
- ・保護者への支援と連携……保護者の集いを実施

スキラップ支援事業について

スキラップ支援事業

- ◆ 学校教育の内容がますます拡大・複雑化し、求められる質も一層高度化するなかで、草津市の教員が自らの資質・能力の日常的な向上・更新を図ることを促し、支援するために対象教員に向けて個別指導・支援を行う。

また、本事業を通して、各学校の授業研究会やＯＪＴ研修の活性化、さらにＩＣＴの活用推進等を促す。

対象教員が行う研究授業等を積極的に学校全体の授業研究会やＯＪＴ研修の機会としてください。

- ◆ 本事業には、「授業づくり・学級づくり支援（授業指導・学級経営等に関するスキラップ支援）」および「ICT活用支援（基本的なICTスキルを身につけるための個別指導・支援）」の2つの内容がある。

「授業づくり・学級づくり支援」について…

- ① スキラップアドバイザーが、「授業づくり・学級づくり支援」対象教員の授業を定期的に参観し、授業の各場面に応じた具体的なアドバイスを行うことで、当該教員の授業力および学級経営やこどもとのかかわり方等をはじめとした全般的な教師力の向上に向けた個別指導・支援・応相談を行う。
- ② それぞれの学校の教頭、教務主任、学年主任、教科主任等と連携し、「授業づくり・学級づくり支援」の円滑で効果的な実施を図るとともに、各学校の授業研究会やＯＪＴ研修の活性化を促す。
- ③ 夏季休業期間中（7/22（水）**午後** 予定）、スキラップ支援事業の対象教員全員を対象に、「スキラップ夏季講座」を開催し、“授業構想～展開”や“学級づくり／学級経営”等をテーマとした研修を実施する。
- ④ 年間3度の管理職との面談を行い、本事業に関する情報交換を行う。

「ICT活用支援」について…

- ① ICT活用支援に係るスキラップアドバイザーが、各学校と調整の上、各学校のICT活用の方針や教職員研修方針等に応じた学校全体のICT活用推進を支援する。
- ② 「ICT活用支援」対象教員に対し、訪問・ICTを使った授業の参観を行い、授業の各場面に応じた具体的なアドバイスを行うことで、当該教員の基本的なICTスキルを身につけるための個別指導・支援・応相談を行う。
- ③ 夏季休業期間中（7/22（水）**午前** 予定）、スキラップ支援事業の対象教員全員を対象に、「スキラップ夏季講座」を開催し、“ICTの有効活用”等をテーマとした研修を実施する。
- ④ 年間2回の管理職との面談を行い、本事業に関する情報交換を行う。

○草津市立教育研究所設置条例

昭和 5 5 年 3 月 2 9 日

条例第 7 号

改正 平成 2 年 4 月 1 日条例第 1 1 号

平成 4 年 3 月 2 5 日条例第 9 号

平成 1 4 年 1 0 月 9 日条例第 4 0 号

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日条例第 2 1 号

平成 2 5 年 3 月 2 9 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 3 0 条の規定に基づき、草津市立教育研究所(以下「教育研究所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第 2 条 教育研究所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称 草津市立教育研究所

位置 草津市青地町 1 0 8 6 番地

(目的)

第 3 条 教育研究所は、教育に関する調査研究および教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 教育研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究および指導
- (2) 教育に関する各種資料の作成
- (3) 教育関係職員の研修
- (4) 生徒、児童および幼児の教育相談および指導
- (5) 教育図書資料室および教科書センターの経営
- (6) 視聴覚教材ライブラリーの経営
- (7) その他目的を達成するために必要な事項

(職員)

第5条 教育研究所に、所長その他必要な職員を置く。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第6条 教育研究所の円滑な運営その他必要な事項を調査審議するため、草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 草津市立教育研究所の運営に関すること。
- (2) 学校教育および社会教育の現状および課題に関すること。
- (3) 学校・地域・家庭の連携および融合の推進に関すること。
- (4) その他教育課題に係る調査研究内容に関すること。

3 運営委員会は、委員13人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、運営委員会の組織、運営その他必要な事項は教育委員会が別に定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育研究所の組織、管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（平成2年4月1日条例第11号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成4年3月25日条例第9号）

この条例は、平成4年5月6日から施行する。

付 則（平成14年10月9日条例第40号）

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

付 則（平成23年12月27日条例第21号）

この条例は、平成24年3月15日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○草津市立教育研究所規則

昭和 5 5 年 4 月 1 日

教委規則第 3 号

改正 昭和 6 1 年 4 月 1 日教委規則第 3 号

平成 1 0 年 4 月 1 日教委規則第 4 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日教委規則第 7 号

平成 2 5 年 4 月 1 日教委規則第 7 号

平成 2 5 年 5 月 3 1 日教委規則第 1 1 号

平成 2 6 年 8 月 1 日教委規則第 1 7 号

平成 2 8 年 4 月 1 日教委規則第 7 号

平成 3 0 年 3 月 3 0 日教委規則第 4 号

令和 3 年 3 月 2 9 日教委規則第 4 号

令和 4 年 1 0 月 2 4 日教委規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、草津市立教育研究所設置条例（昭和 5 5 年草津市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、草津市立教育研究所（以下「研究所」という。）の組織、管理および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長 1 人
- (2) 研究主事 若干人
- (3) 教育研究所指導主事 若干人
- (4) その他必要な事務に従事する職員 若干人

2 前項に定めるもののほか、研究所の事務を処理させるため、必要な職員を置くことができる。

(職務)

第 3 条 所長は上司の命を受け、研究所の事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 研究主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の研究にあたる。

3 教育研究所指導主事は、上司の命を受け、担当事務を処理し教育に関する専門的事項の指導事務に従事する。

4 その他必要とする職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(専決事項)

第4条 所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 教育研究所の行う各種事業の企画実施に関すること。
- (2) 教育研究所の管理および運営ならびに職員の服務に関する軽易な事項に関すること。
- (3) 草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）別表第1号および第3号の課長の専決事項に関すること。

(分掌事務)

第5条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の広報広聴に関すること。
- (2) 設備、備品等の維持管理に関すること。
- (3) 公印の保守に関すること。
- (4) 文書の収受発送および保存に関すること。
- (5) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (6) 教育資料の収集、保管および利用に関すること。
- (7) 教育図書資料室、教科書センターおよび視聴覚ライブラリーの経営に関すること。
- (8) 教育に関する専門的・技術的な指導に関すること。
- (9) 教育関係職員の研修に関すること。
- (10) 教育相談に関すること。
- (11) 研究協力員の指導に関すること。
- (12) 研究所の一般庶務に関すること。

(研究員)

第6条 研究所に研究員をおくことができる。

2 研究員は、教育に関する研究に従事する。

(研究部)

第7条 教育に関する調査研究の充実を図るために、研究所に専門の研究部をおくことができる。

2 研究部には、調査研究に協力する研究協力員を置くことができる。

3 研究協力員は、教職員のうちから所長が推薦し、教育長が委嘱する。

(草津市立教育研究所運営委員会)

第8条 草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 草津市校長会の代表

(3) 草津市園長・所長会の代表

(4) 草津市教頭会の代表

(5) 草津市立小中学校教員の代表

(6) 草津市社会教育委員の代表

(7) 公募による草津市立小中学校保護者

(8) 草津市同和教育推進協議会の代表

(9) 公募による市民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。

10 運営委員会の庶務は、教育研究所において処理する。

11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第9条 この規則に定めることのほか、必要な事項は教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日教委規則第3号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成10年4月1日教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日教委規則第7号）抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年5月31日教委規則第11号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則（平成26年8月1日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年4月1日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日教委規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月29日教委規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月24日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。